

現行	改定	摘 要
<p data-bbox="350 573 1199 646">積算業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="1050 1182 1383 1255">平成 19 年 4 月 制定 令和 4 年 4 月 一部改定</p> <p data-bbox="498 1745 1056 1818">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1581 573 2430 646">積算業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="2258 1182 2591 1297">平成 19 年 4 月 制定 令和 4 年 4 月 一部改定 令和 6 年 10 月 一部改定</p> <p data-bbox="1724 1745 2282 1818">山梨県県土整備部</p>	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">積算業務委託共通仕様書</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>二十六 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>二十七 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が積算業務の完了を確認することをいう。</p> <p>二十八 「打合せ」とは、積算業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>二十九 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>三十 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>三十一 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第33条</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">積算業務委託共通仕様書</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>二十六 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>二十七 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 ただし、県の定める情報共有システム試行要領に基づいて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>二十八 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が積算業務の完了を確認することをいう。</p> <p>二十九 「打合せ」とは、積算業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>三十 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>三十一 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>三十二 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第33条</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	